# 第3章 前計画の取り組み状況と課題

市民や関係者からの意見や現状を踏まえ、第三期障害者計画の3つの基本的視点でとに、取り組みの状況と課題を整理しました。

# 基本的視点 1 障害と障害のある人に対する理解の促進

#### <現状>

障害者週間記念事業や出前講座の実施、ヘルプマークの普及、ノーマライゼーション推進地区や市民活動プラザ六中ソフト事業への支援など、障害者理解の促進や障害のある人との交流機会の創出のほか、差別の解消に向けた周知啓発や障害者への虐待に係る関係機関とのネットワーク構築などに取り組んでいます。特に、「ふれあい市政講座」の参加者数については、おびひろ市民学を通じて児童・生徒への手話出前講座を実施したことで、目標値を大幅に上回りました。

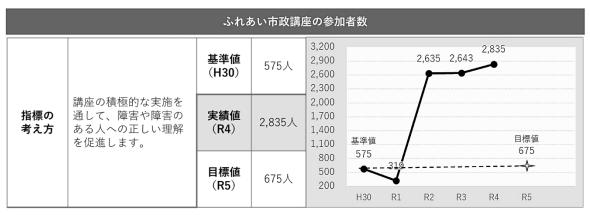
一方、令和4年度に実施した市民アンケート(以下、「アンケート」という。)では、差別や偏見を感じることはあるかという質問に対し、7割以上が「あると思う」、「少しはあると思う」と回答しているほか、障害などに対する心の壁(偏見や差別的な見方)を表す"意識上の障壁"についても「感じている」と回答された方は3割以上となりました。併せて、理解促進・普及啓発に係る市の取り組みの認知度も低い結果となっています。

また、日頃障害のある人と会話をすることはあるかという質問に対し、「日頃接することがない」という回答が約6割となったほか、「接したことがない」、「接し方がわからない」という意見も多くなっています。このため、障害や障害のある人への理解や交流は進捗が不十分であると考えられます。

## <課題>

- 理解や交流のさらなる促進
  - ▶ 市の取り組みの周知の強化
  - ▶ 障害のある人と気軽に接することのできる機会の創出
  - ▶ 子どもの頃から障害について考える環境づくり
- 差別意識の解消・障害者への虐待防止
  - ▶ 市民・関係機関への啓発やネットワークの強化

## 障害者計画 指標 [



# 基本的視点2 日常生活における相談や支援の充実

#### <現状>

帯広市地域自立支援協議会(以下、「協議会」という。)を基盤として、相談支援専門員等関係者が個別の支援を検討するケア会議を開催したほか、障害のある人や家族を地域全体で支える仕組みである地域生活支援拠点の一つの機能として、市内を4つの圏域に分け、地域で身近に困りごとや悩みごとなどの相談を受け付ける窓口(圏域相談支援事業所)を開設するなど、相談支援体制の充実に取り組んでいます。特に、個別課題の検討会議については、関係機関の連携により、必要時に安定的に開催できており、開催回数は目標値を上回っています。

また、障害や発達に心配のある子どもの早期発見・早期療育につなげていくため、乳幼児健診での把握や保健師による家庭訪問、こども発達相談室での相談対応など、発達支援に係る体制の充実にも取り組んでいます。

さらに、医療的ケアを必要とする児童(重症心身障害児含む)が安心して生活していけるよう、対応窓口の設置や、協議会に医療的ケア児等支援検討部会を新設し、医療的ケア児やその家族が生活していくうえでの課題を整理してきているほか、外出が著しく困難な障害児に対しては、居宅訪問型児童発達支援事業所を確保し、自宅に訪問して発達支援を行う体制を整備しました。

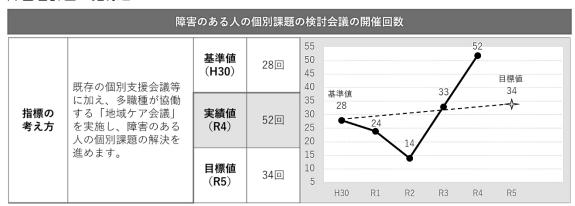
一方、アンケートでは、中学生以下のケアラーの存在や老障介護など介護者の身体的・精神的負担の実態も浮き彫りになっています。また、今後の暮らしについての希望として、「家族と一緒の暮らし」と回答される人が多かったものの、障害種別が重複する人では、「福祉施設(入所施設)」との回答が最も多くなっていました。施設入所者数及び、地域移行者数は目標を下回って推移しており、地域での自立した生活に不安を感じている人が一定数いるものと考えています。

協議会では、サービスにつながらない事例やひきこもりなどの対応の難しい事例での支援の不足のほか、医療的ケア児や重症心身障害児の親の相談先のわかりにくさ、就学前後や子どもから大人への移り変わりの時期などで支援が継続されないことについて意見があがっていました。

#### <課題>

- 介護者の負担軽減や多様化・複合化する問題の解決
  - ▶ 圏域相談支援体制のさらなる周知啓発
  - ▶ 専門的な人材の育成や確保などによる支援体制の強化
  - ▶ 関係機関の連携によるライフステージに応じた途切れない支援
- 障害や発達に心配のある子どもへの適切な療育の提供
  - ▶ 障害児通所支援事業所の支援の質の向上
  - 関係機関の連携促進
- 医療的ケアを必要とする児童やその家族が安心して生活できる体制
  - ▶ 医療的ケア児等支援検討部会で課題解決の方策を検討

## 障害者計画 指標Ⅱ



## 障害福祉計画成果目標~重点項目1)入所施設などから地域生活への移行促進

項目		R3年度	R4年度	R5年度
施設入所者の地域生活	目標	3人	5人	7人
移行者数	実績	0人	2人	_
施設入所者数	目標	273人	269人	265人
	実績	274人	278人	_

## 障害福祉計画成果目標~重点項目2)相談支援体制の充実

項目		R3年度~R5年度	達成状況
地域生活支援拠点の	目標	相談支援機能と地域支援機能を	達成見込
面的な体制の整備		支援する体制を整備	

## 障害福祉計画成果目標~重点項目4)発達支援体制の充実

項目		R3年度~R5年度	達成状況
障害児支援の提供体制 の整備等	目標	居宅訪問型児童発達支援事業所を 1 箇所確保	達成

# 基本的視点3 自立した地域生活への支援の充実

<現状>

安全・安心な生活環境の整備については、バリアフリーマップの作成やユニバーサルデザインによる市営住宅の確保、道路縁石の段差解消など、バリアフリー化に向けた取り組みを進めていますが、アンケートでは、障害のある人および介護者のそれぞれ3割程度は未だ物理的な障壁の存在を感じています。また、障害のある人では、災害時の避難対応に不安を抱えている人が多い結果となりました。

社会参加に当たっては、スポーツ団体の活動周知や生涯学習講座への受講支援などを通じ、様々な活動に参加しやすい環境づくりに努めていますが、アンケートでは、文化・芸術・スポーツ・余暇活動を行っている障害のある人は4人に1人程度と低迷しており、活動機会や場所の不足、情報の入手、移動手段、仲間の確保などに課題を抱えている人が多い状況でした。

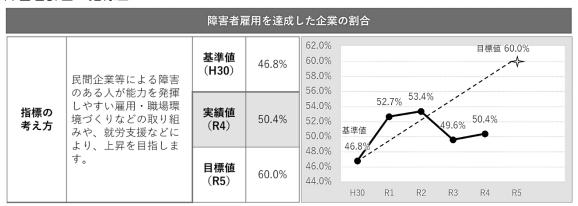
また、就労については、就労系福祉サービスの利用希望者の増加に対する提供体制の確保や、協議会に設置している、就労・社会活動部会により、就労系福祉サービス事業所の職員のスキルアップや支援ネットワークの構築を図っています。加えて、障害のある人の雇用を積極的に進めている企業と連携し、雇用事例の収集や企業訪問を実施するなど、企業の理解促進に取り組んでいます。

一方で、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成企業割合は、目標を下回って推移しており、令和4年度の北海道平均50.9%よりも低い状態にあります。就労支援事業所の利用者数が増加傾向にある中で、福祉就労から一般就労への移行もわずかに目標に達しておらず、一般就労への移行を見据えた支援や雇用後の定着に向けた支援が不足しているものと捉えています。

#### <課題>

- バリアフリー化
  - ▶ 市民ニーズを踏まえた計画的な環境整備
- 平時からの備えを意識した災害対策
  - ▶ 避難情報を受けてから避難生活に至るまでの過程で対応に課題がある 人の把握
  - 個別避難計画の作成及び避難に必要な生活用具等の事前準備
- 社会との関わりが継続的に保てる支援
  - ▶ 各種イベントや生涯学習活動等における効果的な情報発信
- 一般就労に係る適切なアセスメントや受け入れ体制の整備促進
  - 就労支援事業所に対する研修や課題解決に向けた協議の場の設置
  - ▶ 企業に向け、合理的配慮の必要性や雇用に関する好事例の情報共有

## 障害者計画 指標皿



## 障害福祉計画成果目標~重点項目3) 就労支援の強化

	項目		R3年度	R4年度	R5年度
合計	就労支援事業等から	目標	29人	32人	34人
	一般就労への移行者数	実績	26人	16人	_
内訳	就労移行支援事業から	目標	17人	19人	20人
	一般就労への移行者数	実績	13人	8人	_
	就労継続支援A型から	目標	8人	9人	9人
	一般就労への移行者数	実績	6人	1人	_
	就労継続支援B型から	目標	4人	4人	5人
	一般就労への移行者数	実績	7人	7人	_

